

支援金 対象・対象外 施設一覧

(今後、お問い合わせのあった施設を明記する可能性があります。)

本支援金は、府の休業要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主）を対象としています。

1. 休業要請に協力することで支援金支給対象となる施設(1/3)

種類	内訳	備考
劇場等	劇場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
遊興施設	キャバレー	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	性風俗店 (ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等)	
	のぞき部屋	
	出会い系喫茶	
	ストリップ劇場	
	テレフォンクラブ	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	カラオケ喫茶 (飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は対象外)	
	ライブハウス	
場外馬(車・舟)券場		

1. 休業要請に協力することで支援金支給対象となる施設(2/3)

種類	内訳	備考		
<p>運動・遊技施設</p> <p>※1屋外施設は対象外、屋内施設は対象とする。</p> <p>※2屋外施設であっても、観客席部分を使用停止にした場合は対象とする。</p>	体育館 屋内・屋外水泳場 ボウリング場 スケート場 スポーツクラブ ホットヨガ、ヨガスタジオ ゴルフ場(屋内の集会の用に供する部分等は休止要請対象)・ゴルフ練習場(※1) バッティング練習場(※1) 陸上競技場(※1)(※2) 野球場(※1)(※2) テニス場(※1)(※2) 弓道場(※1) マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター ビリヤード場 射的場 囲碁・将棋所 テーマパーク 遊園地	<p>【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請)</p> <p>※屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする</p> <p>※屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする</p>		
	<p>文教施設</p>	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 専修学校(高等課程に限る) 中等教育学校 特別支援学校	<p>【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請</p>	
		<p>大学・学習塾等</p> <p>※教室等に多数を集客して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合は対象。ただし、当初からの事業形態がオンライン配信を主とした学習塾などの場合は対象外</p>	大学 専修学校(高等課程を除く)・各種学校 日本語学校・外国語学校 インターナショナルスクール 自動車教習所 学習塾 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 パソコン等IT関連教室 料理教室 武術教室 ダンス教室 バレエ教室 体操教室	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請)</p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。(特措法によらない協力依頼)</p> <p>ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p> <p>※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外</p>

1. 休業要請に協力することで支援金支給対象となる施設(3/3)

種類	内訳	備考
博物館等	博物館	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(＝休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼 (特措法によらない協力依頼)
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力依頼) ただし、100㎡以下の施設については、 営業を継続する場合にあっては、適切 な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋を除く)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
占い		
写真屋・フォトスタジオ		
美術品販売		
展望室		

2. 夜間の営業時間短縮等の要請に協力することで支援金支給対象となる施設(1/1)

種類	内訳	備考
食事提供施設	飲食店	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テークアウトを除く)
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店(喫茶スペースを設けているものに限る)	
	居酒屋	

※通常の営業時間が夜20時から朝5時までの時間帯を含む店舗が、その時間帯の営業を短縮した場合などは対象

支給対象外

3. 支援金支給の対象外施設(1/2)

種類	内訳	備考
医療施設 ※国家資格有資格者が治療を行うもの	病院	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	
	歯科	
	薬局・薬店・ドラッグストア	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	柔道整復	
生活必需物資販売施設	卸売市場	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場(移動販売店舗を含む)	
	コンビニエンスストア	
	百貨店(生活必需品売場)	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター(生活必需品売場)	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	下着類小売業	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋(古本屋を除く)	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	化粧品小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
たばこ・喫煙具専門小売業		
建築材料小売業		
自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店		
花屋		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舍	
下宿		

支給対象外

3. 支援金支給の対象外施設(2/2)

種類	内訳	備考
交通機関等	バス	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス(宅配等含む)	
工場等	工場	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	官公署	
	各種事務所	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	
	銭湯(物価統制令の対象となる公衆浴場)	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場(貸衣装含む)	
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	ランドリー	
	クリーニング店(取次店含む)	
	ごみ処理関係	
	神社	
寺院		
教会		
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	放課後児童クラブ(学童保育)	
	障がい児通所支援事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	婦人保護施設	
※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	その他の社会福祉施設	